

表面は不動産媒介業者等が記入してください。
※裏面本人記載欄あり。

入居住宅に関する状況通知書

入居住宅に関する以下について通知します。
この確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等
と関係がある場合は、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

杉並区長 宛

令和 5年 4月 1日

不動産業者等向け説明 (入居住宅に関する状況通知書記入方法) (別紙) をご確認の上、記入してください。

不動産媒介業者等

(商号又は名称) 株式会社 杉並不動産

(代表者名) フリガナ スギナミ ナミコ 杉並子

(所在地) 〒166-0000 杉並区阿佐谷東1-1-1

(担当者等) 氏名 並木 ナミ 所属 貸貸管理部

電話番号 03-3333-3333

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載し、押印してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

フリガナ氏名	スギナミ 杉並	クロウ 太郎	生年月日	昭和56年8月1日	同居状況	单身	複数 (世帯主を含む入居人数) (名)
契約種類	普通	定期	入居開始年月日	昭和元年6月1日	契約期間	3年6月1日	から 昭和5年5月31日
(定期の場合のみ記入) 契約期間		※再契約の場合は直近の契約期間					

定期賃貸借契約の場合は、契約期間も記入してください。

入居している賃

名称	杉並荘	101号室
所在地	〒166-0004 杉並区 阿佐谷南 9-9-9	

確実な振込のため、口座名義のフリガナは不動産業者等向け説明 (別紙) をお読みいただき、正確に記入してください。特に個人名は姓と名の間にスペースが必要です。

55,000 円 ※共益費・管理費除く
補助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
は、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
家賃には含めず記載。

濁点は1マスに入れる。

入金振込先	主から委託を受けた事業者の振込口座	口座名義	株式会社 杉並不動産 (家賃信託口)
		金融機関名	杉並銀行 (金融機関コード)
		支店名	阿佐ヶ谷支店 (支店コード)
		口座種別	普通・当座
		口座番号	1 2 3 4 5 6 7



第2-2号様式（裏面）

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

裏面の本人記入欄を忘れず
に記入してください。

令和 5年 4月 1日

氏名 杉並 太郎

住所 杉並区阿佐谷南 9-9-9

杉並荘101

電話番号 090-9999-9999

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書をくらしのサポートステーション（自立相談支援機関）に提出してください。

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成員団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕